平成２６年（フ）第９号
兵庫県尼崎市立花町３丁目33番10号エスペランサ立花Ⅱ303、前住所埼玉県川口市大字西新井宿28番地の26
破産者　大島　　清
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２６号
横浜市磯子区丸山１丁目６番35号　ハーバー丸山７号室
破産者　志村　宗春
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３４７号
横浜市港南区日限山１丁目31番９号、開始決定時の住所横浜市港南区日限山１丁目14番６号
破産者　西山　啓一
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２６号
神奈川県藤沢市大庭5558番地の２　ビューテラス湘南２―301
破産者　小田島　淳
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４９号
横浜市神奈川区松本町６丁目47番地５　カーサカトーＡ101号
破産者　平野　智子
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３９号
横浜市磯子区栗木２丁目２番28号　伊沢ビル202号
破産者　行木　勝治
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４９号
石川県野々市市扇が丘24番37号
破産者　ツーウェイアダバットこと　川本　栄子
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８号
兵庫県南あわじ市賀集982番地
破産者　中野　充裕
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第２１号
広島市東区温品４丁目13番14―201号　ジャルダンヒヤマ
破産者　新山　惠子
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７号
大分県宇佐市大字四日市4442番地の１　ケアハウス光、住民票上の住所大分県別府市元町４番４号
破産者　豊田　文香
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４１号
鹿児島県奄美市名瀬浦上町36番地４
破産者　圓　　順次
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第５４号
鹿児島県奄美市住用町大字神屋93番地１、住民票上の旧住所鹿児島県奄美市住用町大字西仲間313番地
破産者　島﨑むつ代
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２０８９号
山口県柳井市余田3348番地、開始決定時の住所名古屋市名東区勢子坊３丁目301番地　ライオンズヴィアーレ高針台壱番館319号
破産者　河村　敏明
1　破産債権の届出期間　平成26年10月20日まで
2　一般調査期日　平成26年12月16日午前11時10分
平成26年９月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６３号
山梨県甲府市中央１丁目12番42号　２Ｂ、商業登記簿上の本店所在地山梨県甲府市中央１丁目12番42号
破産者　株式会社ブイアールイーコンサルタント
1　破産債権の届出期間　平成26年10月22日まで
2　一般調査期日　平成27年１月30日午前10時
平成26年９月22日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
愛知県小牧市堀の内４―87―１　ＶＡＬＯＩＲ３階３Ｄ、住民票上の住所愛知県一宮市高田字向畑81番地　ヴェルドミールⅡＡ201号
破産者　川瀬　孝温
1　破産債権の届出期間　平成26年10月24日まで
2　一般調査期日　平成26年12月12日午前10時30分
平成26年９月19日
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第８号
宮崎市宮崎駅東３丁目12番地７サーパス青葉町703号
清算株式会社　株式会社Ａ商事
代表清算人　洲崎　達也
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０４２号
東京都中央区京橋２丁目７番11号
清算株式会社　株式会社ギャラリーくぼた
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０５７号
東京都品川区東大井５丁目23番37号
清算株式会社　ＭＨＨ株式会社
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部